経済産業省

20170809 貿局第 2 号輸出注意事項29第19号 経済産業省貿易経済協力局

「水銀に関する水俣条約の締約国について」(平成27年11月11日付け輸出注意事項27第26号)の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成29年8月22日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「水銀に関する水俣条約の締約国について」の一部改正について

「水銀に関する水俣条約の締約国について」(平成27年11月11日付け輸出注意事項27第26号)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附則

この通達は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 改正規定中スロバキアに係る部分 平成29年8月29日
- 二 改正規定中フィンランドに係る部分 平成29年8月30日
- 三 改正規定中ニジェールに係る部分 平成29年9月7日
- 四 改正規定中オーストリアに係る部分 平成29年9月10日
- 五 改正規定中フランスに係る部分 平成29年9月13日
- 六 改正規定中イランに係る部分 平成29年9月14日
- 七 改正規定中チェコ及びスリランカに係る部分 平成29年9月17日
- 八 改正規定中エルサルバドル、ラトビア及びモルドバに係る部分 平成29年9 月18日
- 九 改正規定中エストニア及びパラオに係る部分 平成29年9月19日
- 十 改正規定中タイに係る部分 平成29年9月20日
- 十一 改正規定中スロベニア及びベトナムに係る部分 平成29年9月21日

- 十二 改正規定中ルワンダに係る部分 平成29年9月27日
- 十三 改正規定中ジャマイカに係る部分 平成29年10月17日
- 十四 改正規定中シリアに係る部分 平成29年10月24日
- 十五 改正規定中キリバスに係る部分 平成29年10月26日

「水銀に関する水俣条約の締約国について」の一部を改正する規程新旧対照表(傍線部分は改正部分)

○「水銀に関する水俣条約の締約国について」(平成27年11月11日付け輸出注意事項27第26号)

改 正 後

特定の水銀、水銀化合物及び水銀使用製品等の輸出承認について(平成27年 11月11日付け20151023貿局第1号・輸出注意事項27第25号)に おいて規定する水銀に関する水俣条約の締約国は、下記のとおりとなります。

記

アフガニスタン、アンティグア・バーブーダ、オーストリア、ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、チャド、中華人民共和国、コスタリカ、チェコ、デンマーク、ジブチ、エクアドル、エルサルバドル、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギニア、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、イラン、ジャマイカ、ヨルダン、キリバス、クウェート、ラトビア、レソト、リヒテンシュタイン、マダガスカル、マリ、マルタ、モーリタニア、メキシコ、モルドバ、モナコ、モンゴル、オランダ、ニカラグア、ニジェール、ノルウェー、パラオ、パナマ、ペルー、ルーマニア、ルワンダ、セントクリストファー・ネーヴィス、サモア、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、スロバキア、スロベニア、スリランカ、スワジランド、スウェーデン、スイス、シリア、タイ、トーゴ、アラブ首長国連邦、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ベトナム、ザンビア

現 行

特定の水銀、水銀化合物及び水銀使用製品等の輸出承認について(平成27年11月11日付け20151023貿局第1号・輸出注意事項27第25号)において規定する水銀に関する水俣条約の締約国は、下記のとおりとなります。

記

アフガニスタン、アンティグア・バーブーダ、ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、チャド、中華人民共和国、コスタリカ、デンマーク、ジブチ、エクアドル、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギニア、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、ヨルダン、クウェート、レソト、リヒテンシュタイン、マダガスカル、マリ、マルタ、モーリタニア、メキシコ、モナコ、モンゴル、オランダ、ニカラグア、ノルウェー、パナマ、ペルー、ルーマニア、サモア、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、スワジランド、スウェーデン、スイス、トーゴ、アラブ首長国連邦、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ザンビア